



# 全日三重

Vol-434  
2024.9.5

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部  
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号

TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833  
<https://mie.zennichi.or.jp/>

## 8月23日～8月25日の間に第2回法定研修会(eラーニング)を受講された方へ(お願い)

8月20日(火)実施の総本部サーバー拡張工事に伴うシステム障害により、eラーニングによる法定研修会が一時的に利用できない状態となり、併せて受講者データの記録が一部欠損している可能性のあることが分かりました。

つきましては、お手数ですが、8月23日(金)～8月25日(火)の間にeラーニングによる第2回法定研修会を受講された方は、事務局まで電話、FAX又はE-Mailにてお知らせくださいますようお願い申し上げます。

TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833 E-mail: info@mie.zennichi.or.jp



## 三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針について

三重県県土整備部建築開発課長

昨年度、三重県内に勤務する教育公務員が、不動産売買契約後に被差別部落の土地であることを理由に契約の解除を申し出た事案が発生し、買主側の当該教育公務員に対し、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の規定に基づき、知事による説示が実施され、令和6年7月25日付で県教育委員会による懲戒処分が行われました。

宅建業者自らが行う媒介等の取引だけでなく、他の取引等においても被差別部落に関する問い合わせに応じることは、差別を助長したり、差別行為に加担したことになり、「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」に反する行為になります。

部落差別をはじめとするさまざまな人権問題の解決は、国民的課題であるとの認識のもと、関係者は相互に協力し合い、その解決に向けての取り組みを推進する必要があります。

### － 三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針 (抜粋) －

#### (1) 宅地建物取引業者の責務

##### ア 信頼性の確保

宅地建物取引業者は、その取引行為において、果たすべき社会的責務について一層自覚し、人権問題に関する社内啓発を推進し、人権意識の高揚に努めます。

##### イ 取引物件の調査

宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、又は、同和地区を校区に含むかどうか等について、調査、報告及び教示をしないこととします。

また、差別に繋がる不適切な広告、表示をしないこととします。

##### ウ 入居機会の確保

宅地建物取引業者は、国籍、障がい、高齢等の理由により、入居機会を制約し、これを助長する差別的行為をしないこととします。

また、その関係する家主等に対して、人権問題についての理解を求めよう努めます。

##### エ 差別事象発生時の団体及び県への報告

宅地建物取引業者は、宅地建物取引の場において差別事象が発生したときは、宅建業団体及び県へその詳細を報告するように努めます。また、県への関係資料提出や関係者からの事情の聴取に協力するように努めます。

## 国土交通省主催 第3回地域価値を共創する不動産業アワードについて

国土交通省

新しい資本主義実行計画フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)において、「地域に密着した不動産業者や不動産管理業者が地方公共団体や住民等と共に地域づくりやコミュニティづくりに取り組むことで、新たな地域価値を共創することを推奨する」表彰制度を2022年度に創設することとされ、同年秋に国土交通省において「地域価値を共創する不動産業アワード(国土交通省不動産・建設経済局長賞)」が創設されました。

募集対象／「場の提供者」として地域の関係者と共に地域づくりやコミュニティづくりに取り組む不動産業者など

募集対象となる活動／地域の関係者と連携し、不動産を活用して、地域において新たな価値を創造する活動

エントリー期間／令和6年9月2日～11月22日

不動産アワードの詳細及びエントリー／ [https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/kyousou\\_awards/](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/kyousou_awards/)

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。